

## 復興庁福島復興局期間業務職員の採用について

復興庁福島復興局では、期間業務職員（非常勤）を次のとおり募集します。

### 1 業務内容

一般事務（例：専門性の高い業務についてパソコンを使った文書作成・文書管理、スケジュール管理、電話対応、来客対応、庶務事務、公用車運転業務（支所のみ）、簡単な清掃、その他職員の補助事務など）

### 2 募集人数

福島復興局（福島市）：6名程度  
福島復興局浪江支所（浪江町）：2名  
福島復興局富岡支所（富岡町）：1名

### 3 募集対象

以下の条件に該当する方

- (1) 高等学校卒業以上またはそれと同等以上の学力を有すると認められる方
- (2) 基礎的なパソコン操作（Word、Excel等の利用）が可能な方
- (3) 心身ともに健康である方

なお、日本国籍を有しない方、国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない方は応募できませんので御了承ください。

### 4 採用予定日、任期

採用予定日：令和3年4月1日（木）予定  
任期：令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）  
※ 採用後、1か月間は条件付採用期間、勤務実績等により再採用あり

### 5 給与

- (1) 給与日額（日給）  
9,310円～14,190円（学歴・職歴等を考慮のうえ決定）
- (2) 給与日額以外の給与
  - ・扶養手当相当額
  - ・住居手当相当額（月額28,000円以内）
  - ・通勤手当相当額（月額55,000円以内）
  - ・単身赴任手当相当額
  - ・期末・勤勉手当相当額（賞与）
  - ・超過勤務手当相当額

- (3) 支給日

原則、毎月16日（給与日額については、給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、翌月16日に支給）

### 6 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

## **7 加入保険**

健康保険、厚生年金保険、介護保険及び雇用保険に加入。

- ・国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。
- ・再採用により引き続いて1年を超えて勤務した場合、国家公務員共済組合法が適用され、健康保険は適用除外となります。

(所定の条件に適合した場合に適用されます。)

## **8 身分・服務**

国家公務員法を適用（非常勤職員）

## **9 勤務時間・休暇**

### (1) 勤務時間

- ・8時30分～17時15分（7時間45分）

＜正午から13時までの60分間は休憩時間＞

※ 土日祝日（12月29日から1月3日を含む）を除く。

必要に応じて正規の勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。

### (2) 休暇

年次休暇10日

- ・採用から半年経過し、全勤務日の8割以上勤務した場合に付与。
- ・再採用時に繰越可。

※年次休暇の他にも有給・無給の休暇あり

## **10 勤務地**

福島復興局：福島市栄町11-25 AXCビル7階・5階

福島復興局浪江支所：福島県双葉郡浪江町権現堂上続町18-2 FFK会館2階

福島復興局富岡支所：福島県双葉郡富岡町中央2丁目45 勢和ビル1階

## **11 応募方法**

### (1) 提出書類

- ・履歴書1通（市販の用紙で可、カラー写真貼付、日中確実に連絡が取れる連絡先明記）
- ・職務経歴書1通（様式自由）

### (2) 提出方法

郵送（封筒の表面に、赤色で「**期間業務職員（希望する勤務地：福島復興局又は浪江支所又は富岡支所）応募書類在中**」と記載）

### (3) 提出先

〒960-8031

福島市栄町11-25 AXCビル7階

復興庁福島復興局 総括班 採用担当 宛

### (4) 提出締切り

**令和3年1月27日（水）必着**

※応募書類は、返却せず当方で責任をもって破棄させていただきますので、御了承ください。

## **12 選考方法**

1次選考：書面選考

2次選考：面接

- ・1次選考（書面選考）の結果、2次選考（面接）を行うこととなった方に、2次選考の

日時・場所等を連絡いたします。

・令和3年1月29日（金）までに当方より連絡が無い場合には、1次選考の結果が不合格となりますので御了承ください。

### 13 問い合わせ先

復興庁福島復興局 総括班 採用担当 電話 024-522-8514

※ 電話番号は、お間違えの無いようにご注意願います。